

## 花と緑のまちづくり事業 花苗援助要領

### 1 受給者

地域で自主的に組織され、年間を通じて草花の維持管理を行い、数年継続できる団体及びグループとする。

### 2 花壇等の設置場所

- (1) 市内の国・県道及び市道の道路沿いとする。
- (2) 各町の入口や公会堂の敷地等公共的な用地に限る。
- (3) 個人所有地を利用する場合も市道等に隣接し、道路から眺望できる場所とする。

### 3 花壇等の面積

花壇等の面積は、概ね5㎡以上とし、プランターは4個以上とする。

### 4 花壇等の種類

自主的に選定することとするが、地域の景観に沿うものとする。

### 5 援助品目等

毎年度予算の範囲内で花苗を提供する。ただし、年1回を限度とする。

### 6 附 則

この要領は、平成7年6月2日から施行する。

この要領は、平成8年8月8日から施行する。

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

この要領は、平成31年2月1日から施行する。